

Business
Report
No.1708

ゆびすい 経営レポート

今月のトピック

Part 1

法制審、民法改正の試案を公表
配偶者への贈与住居は遺産分割の対象外に

今月のトピック

Part 2

よくある労務トラブルを事例で解説！
ケース別労務トラブル解決法～有給休暇に関する事例～



信頼と安心、そして未来へ…
YUBISUI

ゆびすいグループ

税理士法人ゆびすい／指吸会計センター株式会社／司法書士法人ゆびすい登記センター／
社会保険労務士法人ゆびすい労務センター／公認会計士事務所

URL: <http://www.yubisui.co.jp/>

ゆびすい

検索

☎ 0120-640-171

詳しくは中面をご覧ください!! ▶▶

OPEN
ここを開いてください!!

今月のトピック
Part 1

法制審、民法改正の試案を公表 配偶者への贈与住居は遺産分割の対象外に

法相の諮問機関である法制審議会はこのほど、民法(相続関係)部会で審議していた民法改正の要綱案のたたき台を示した中で、遺産分割に関する規定を見直すことを明らかにした。それは、婚姻期間が20年以上である夫婦のどちらかが死亡した場合、配偶者に贈与された住居は遺産分割の対象にしないというものだ。

法務省は、年内にも要綱案を取りまとめ、民法改正案を来年の通常国会に提出する予定だが、税制の対応も注目される。

要綱案のたたき台には、遺産分割に関する見直し等の中で、配偶者保護のための方策(持戻し免除の意思表示の

推定規定)として、「婚姻期間が20年以上ある夫婦の一方が他の一方に対し、その居住の用に供する建物又は敷地(居住用不動産)の全部又は一部を遺贈又は贈与したときは、民法903条第3項の持戻しの免除の意思表示があったものとして推定するものとする」

との案が盛り込まれている。特別受益の持戻しとは、共同相続人中に、被相続人から遺贈や贈与による特別受益を得た者がいる場合、この特別受益財産を相続財産の価額に加えることをいう。また、被相続人が持戻しを希望しない意思を表明している場合には、持戻しを行わないことになる。これを特別受益の持戻しの免除という。

つまり、持戻しの免除の意思表示があれば、配偶者に贈与した住居は遺産分割から除かれて、相続の対象とはならないことになる。



税理士の目

相続専門部 林 宏樹

現行の贈与税の配偶者控除は、婚姻期間が20年以上の夫婦間での居住用不動産あるいは居住用不動産を購入するための資金を贈与した場合、最高2,000万円まで贈与税を非課税とする制度です。暦年贈与の基礎控除110万円と併せて利用でき、2,110万円まで贈与税はかかりません。ただし、この制度の適用を受けるには、贈与を受けた翌年3月15日までに贈与税の申告をしなければなりません。また不動産を贈与により取得すると贈与税以外に、不動産取得税、登録免許税が課税されます。不動産取得税は、相続により取得した場合は非課税となり、登録免許税は相続の方が少なくなります。節税対策として贈与を行う際は、贈与することで減少する相続税と贈与に係る諸経費を考慮して検討することをお勧めします。

グループ企業だからこそ提供できる完全経営サポート

充実の完全ワンストップ

創業 65 年を超える信頼と実績

200 名を超える専門スタッフ

主要都市を網羅する全国展開

ゆびすいグループ

税理士法人ゆびすい／指吸会計センター株式会社／司法書士法人ゆびすい登記センター／
社会保険労務士法人ゆびすい労務センター／公認会計士事務所

URL: <http://www.yubisui.co.jp/>

ゆびすい

検索

TEL: 0120-640-171

Mail: kigyo-info@yubisui.co.jp

よくある労務トラブルを事例で解説！ ケース別労務トラブル解決法～有給休暇に関する事例～

有給休暇取得を申請してきたパートタイマー

■相談内容

A社では現在20人ほどのパートタイマーを雇用しています。先日、1人のパートから「子供の学校行事があるので有給休暇を取得させてほしい」との申し出がありました。

A社の場合、パートのシフトは1週間前の話し合いで決定しており、出勤できない日の調整などもしているので、今まで有給休暇は与えていませんでした。有給休暇は与えなければならないのでしょうか。

■具体的アドバイス

パートやアルバイトでも、条件を満たせば年次有給休暇を取得できます。今回のケースは、有給休暇の取得を申し出たパートが6ヶ月以上継続勤務しており、全労働日の8割以上出勤していれば、使用者は有給休暇を与えなければなりません。この条件はあくまで労働日数に関するもので、1日の労働時間は関係ありません。1日3時間労働でも6時間労働でも取得条件には全く無関係で、全て出勤日とみなされます。

有給休暇の日数については、週の所定労働時間が30時間以上か、もしくは所定労働日数が5日以上の場合は、正社員と同じく下表①の付与日数が与えられます。

しかし、週の所定労働時間が30時間未満かつ、所定労働日数が週4日以下（1年間の所定労働日数が216日以下）の場合は、下表②のように労働日数に応じて有給休暇を付与する方式（比例付与方式）となります。

■有給休暇の付与日数

①週所定労働時間30時間以上または週所定労働日数5日以上

継続勤務期間	6ヶ月	1年6ヶ月	2年6ヶ月	3年6ヶ月	4年6ヶ月	5年6ヶ月	6年6ヶ月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

②週所定労働時間30時間未満かつ週所定労働日数4日以下（1年間所定労働日数216日以下）

週所定労働日数 （1年間の所定労働日数）	6ヶ月	1年6ヶ月	2年6ヶ月	3年6ヶ月	4年6ヶ月	5年6ヶ月	6年6ヶ月以上
4日（169～216日）	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日（121～168日）	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日（73～120日）	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日（48～72日）	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

社労士の目

社労事業部 西山早苗

インターネット等で簡単に知りたい情報が手に入るこの時代、今まで有給休暇を与えていなかったパートタイマーから有給休暇の請求があったり、給与計算方法について細かい指摘があったりと、自分の権利を調べて要求してくる労働者が増加しています。もちろん労働基準法で定められた事項については遵守しなければいけないのですが、法律自体を知らなければこういった要求に対応できません。ただ法律の条文を読んでいてもなかなか理解するのは難しいので、社会保険労務士のような専門家に相談するのもひとつだと思います。労働者と経営者、どちらも納得し気持ちよく働けるような職場づくりを心掛けていきましょう！

ゆびすいは、契約前の「相性マッチングサービス」をお勧めしています

契約までに何をするの？

- ☒ お客様のニーズをヒアリングにてご確認致します
- ☒ 過去の決算分析からお客様の会社の強み、弱みを把握し、ご説明致します
- ☒ これからの企業経営についてご提案致します

これらの業務を通じて、
ゆびすいの担当者との相性を
ご確認頂きます。

ご親族、お知り合いの方などで、 「お困りの方」は、いらっしゃいませんか？

企業経営、税金、起業、不動産、相続、人事労務、その他あらゆる疑問、お悩みを

税理士	社会保険労務士	司法書士
公認会計士	中小企業診断士	ファイナンシャルプランナー

など、各分野の専門家がご相談に応じます。

----- お気軽にご連絡、ご紹介下さい。 -----

ご親族、
お知り合いの方が...

- 『独立開業』を考えている。
- 『相続』について、税金・財産分割・生前贈与・遺言・名義の変更などで悩んでいる。
- 『不動産や株』などの売却、購入をした、又は考えているが、税金や名義変更についてアドバイスが欲しい。
- 商売を営んでいるが、節税、財務、人事労務、その他経営に関する『質の高いアドバイスをしてくれる専門家』を探している。

etc...

ご紹介、無料相談の流れ

- 1 まずはお電話、又は直接弊社スタッフに相談者様についてお伝え下さい。
0120-640-171（月～金 9:00～17:00）
↓
- 2 弊社スタッフが相談者様にお電話、メール等にてご連絡差し上げます。
※ ご相談者様が直接弊社にご連絡いただいても構いません。その際はご紹介者様のお名前をお伝え下さい。
↓
- 3 お電話、又はご来社いただき相談者様の疑問について対応いたします。（初回相談60分無料）
※ ご相談の日時はお客様のご都合に合わせ、柔軟に対応いたします。
また、お客様のご都合によりお客様のもとへ直接お伺いすることも可能です。
↓
- 4 無料相談後、有料サービスのご依頼がある場合には、お見積りをさせていただきます。
↓
- 5 お見積りを検討していただき、ご納得いただければ正式に契約成立となります。
高品質なサービスを誠実に提供することをお約束いたします。

よくあるご質問

- Q. 相談者は売上もまだ少ない個人事業者ですが、紹介してもよいのですか？
- A. 是非ご紹介下さい。弊社のお客様は個人商店から上場企業様まで多岐にわたります。小規模な個人事業者のお客様もたくさんいらっしゃいますのでご安心下さい。
- Q. 相談者に現在契約している税理士がいるのですが、無料相談は可能ですか？
- A. 可能です。通常の税務相談や申告書作成については現在ご契約されている税理士に依頼し、その他顧問税理士に相談しにくい案件について弊社にご相談いただければと思います。是非一度お問い合わせ下さい。

ご紹介いただきましたお客様は、ゆびすいグループが責任をもってお手伝いをさせていただきます。

初回60分相談無料

TEL : 0120-640-171